

【令和2年2月時点】

事業名称：がん検診成果連動型事業所インセンティブ事業
事業概要：全国平均を下回るがん検診受診率の向上を目的に、特に受診率の低い40歳代・職域におけるがん検診 ¹ に着目し、事業所に対するインセンティブ（従業員に受診勧奨を行い、受診者数増加に応じた補助金を支払う。）を導入。

※本事例における金額は、全て税込み表示とする。

●基本データ

地方公共団体	埼玉県	
社会的課題及びその背景	埼玉県のがん検診受診率は全国平均を下回っており、特に、40歳代の職域でのがん検診受診率が低い傾向がある。そのため受診率の向上が課題となっている。	
目指す成果	がんのうち胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんは早期発見・早期治療により死亡率の低減が図られることから、早期発見に必要ながん検診受診率の向上を目指す。 また、職域におけるがん検診の受診勧奨を通して、事業者が従業員の健康管理を経営的視点から考え、健康経営に取り組む意識に繋げることにより、健康経営の普及促進を目指す。	
サービス対象者	健康保険組合に加入する40歳代の被保険者	
事業関係者	委託者	なし (実施主体：埼玉県 保健医療部疾病対策課がん対策担当)
	受託者	なし
	サービス提供者	以下の1～3を全て満たし、健康保険組合を通じて参加申込書を提出した事業所。 1. 埼玉県内に所在する健康保険組合に加入する事業所 2. 事業所の所在地が県内の事業所 3. がん検診の受診者数の確認など、健康保険組合の協力が得られる事業所
	資金提供者	なし
	第三者評価機関	なし
	中間支援組織	なし
サービス内容	事業所は、がん検診の重要性や必要性を40歳代の従業員に限らず周知し、がん検診を受診するよう勧奨する。	
成果指標	前年度と比較した40歳代のがん検診受診者の増加数	
事業期間	平成31年4月～令和2年3月（1年間）	

¹ 勤め先又は健康保険組合等が実施するがん検診

【令和2年2月時点】

		<p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果連動支払：令和2年3月までに実施 <p>※令和2年度、令和3年度においても同様の事業を実施予定。</p>	
契約金額	総額	予算総額 105,599千円	
	最低支払額	なし	
	成果連動支払額	前年度の40歳代のがん検診受診者と比較して1人増えるごとに次に掲げる額（上限100千円）	
		胃がん検診、大腸がん検診及び肺がん検診の3つのがん検診を全て受けた場合	1人につき2千円
乳がん検診を受けた場合		1人につき2千円	
	子宮頸がん検診を受けた場合	1人につき2千円	
		(出所) 埼玉県ホームページ	
財政効果の試算	費目	なし	
	金額	算定していない。	
国の補助の活用の有無		なし	
債務負担行為の有無		—（単年度事業のため）	
事業者選定方法		なし	

●事業詳細

ア 事業実施の経緯

がんのうち胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんは早期発見・早期治療により死亡率の低減を図ることができるが、厚生労働省が実施する国民生活基礎調査の結果によると、埼玉県のがん検診の受診率は全国平均よりも低く、埼玉県では受診率の向上が課題となっている。また、平成28年度と同調査においては、がん検診を受診した場合にはその機会（市町村が実施したがん検診、勤め先又は健康保険組合等が実施したがん検診、その他）も訊ねており、埼玉県は、勤め先で受診した割合が特に低いという結果であった。このため埼玉県では、40歳代・職域におけるがん検診をターゲットとし、受診率の向上を図る施策を新規事業として導入することとした。

事業化に向けては、疾病対策課がん対策担当において、成果連動/PFSの活用、40歳代のがん検診受診者本人に対して行う受診に対する支払、事業所に対して行う従業員の受診に対する支払、ダイレクトメールの送付等、様々な事業方式を発案した。これらの可能性を検討した結果、事業所に対して、従業員のがん検診受診に対する補助を行うこととなった。具体的な内容については、職域におけるがん検診を対象とすることから、担当職員が健康保険組合へのヒアリングを行いながら検討を行った。

成果連動支払の導入は埼玉県では初めての取組みであったが、①受診率の向上について

【令和2年2月時点】

当時の知事が高い関心を持っていたこと、また、②令和元年度に埼玉県が設立した「埼玉県健康づくり安心基金」（たばこ税収の5%を財源）を活用することとなり埼玉県の一般会計の負担がないことから、比較的円滑に庁内の合意形成を行うことができた。

イ 体制の詳細

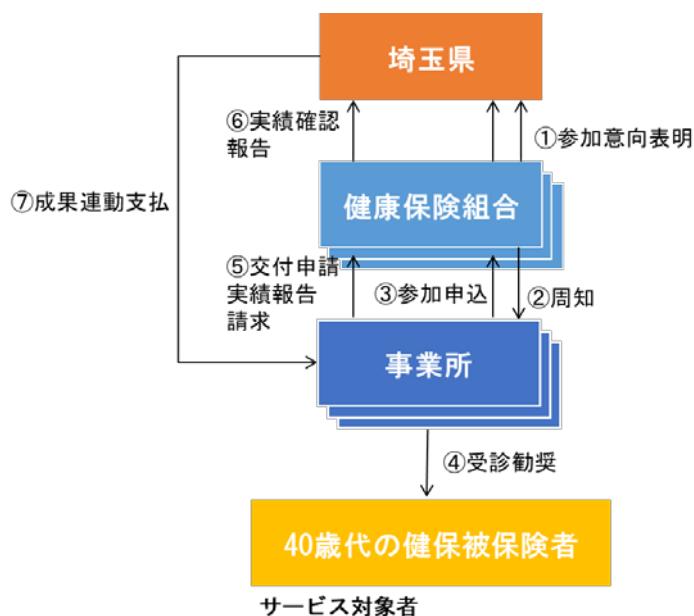
事業の実施にあたっては、健康保険組合が事業所の取りまとめを担う。まずは、健康保険組合が埼玉県に参加意向確認書を提出し、加入事業所へ本事業の周知を行う。

事業所は、健康保険組合に参加申込書を提出し、従業員（被保険者）にがん検診の受診を勧奨する。その後、事業所は、交付申請書・実績報告書・請求書を健康保険組合に提出する。

健康保険組合は、各事業所の受診者数の実績を確認した上で、埼玉県に報告する。

埼玉県は、健康保険組合を経由して受領した交付申請書・実績報告書・請求書に基づき、各事業所への支払を行う。

図表 1 事業体制



ウ 事業スケジュール

事業検討は、平成30年6月頃から開始した。担当課内での検討、健康保険組合へのヒアリング等を経て、平成30年度中に事業内容を決定した。その後、補助金の交付要綱策定等の手続きを行い、平成31年4月から事業を開始した。

本事業に参加する健康保険組合は、埼玉県に参加意向確認書を提出し、加入事業所へ本事業の周知を行う。本事業への参加を希望する事業所は、令和元年7月31日までに健康保険組合へ参加申込書を提出し、各健康保険組合にがん検診受診者数の見込みを報告する。その後、健康保険組合は各事業所の実績の確認を行った上で埼玉県へ報告し、埼玉県は年度内に補

【令和2年2月時点】

助金を交付するスケジュールとなっている。

図表 2 事業スケジュール

	平成30年度				令和元年度			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
庁内検討								
健保組合・事業所申し込み								
がん検診受診								
評価（実績報告）								
成果連動支払								

国民生活基礎調査におけるがん検診受診率の調査は3年おきに実施されており、直近で実施されたのは平成28年度、令和元年度、次に実施が予定されているのは令和4年度である。令和元年度の同調査の結果を本事業実施前の状態、令和4年度の同調査の結果を本事業実施後として比較するために、本事業は令和元年度から令和3年度まで実施する予定である。ただし、予算は毎年度確保する必要がある。

エ 評価手法

① 成果指標の設定

事業所ごとに、前年度と今年度における40歳代のがん検診受診者数を比較し、増加した人数を成果指標とする。対象とするがん検診の種類は、厚生労働省が科学的根拠に基づき死亡率の減少に有効と定めている以下の5つのがん検診・検査項目である。

図表 3 対象となるがん検診

種類	検査項目
胃がん検診	胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査
大腸がん検診	便潜血検査（検便検査）
肺がん検診	胸部エックス線検査
乳がん検診	マンモグラフィー検査
子宮頸がん検診	子宮頸部の細胞診（自己採取は除く）

（出所）埼玉県ホームページ

受診者数の増減は、（1）胃がん検診、大腸がん検診及び肺がん検診の3つの検診すべて受診、（2）乳がん検診、（3）子宮頸がん検診についてそれぞれ算出する。なお、受診者数としてカウントするのは、職域におけるがん検診を受診した人のみであり、市町村の実施するがん検診を受診した場合はカウントしない。

【令和2年2月時点】

② 評価方法

前年度・今年度のがん検診の受診者数は、事業所が実績報告書に記入して報告し、健康保険組合が確認を行う。(市町村の実施するがん検診を対象外としている理由は、健康保険組合において把握できるのがん検診のみであるためである。)

オ 支払条件

事業所への補助金は、(1) 胃がん検診、大腸がん検診及び肺がん検診の3つの検診全て受診、(2) 乳がん検診、(3) 子宮頸がん検診のそれぞれについて、前年度と今年度の40歳代のがん検診受診者数を比較し、増加人数1人あたり2千円、1事業所あたり上限税込100千円となっている。

1人あたり単価の設定は、がん検診を受診するために従業員が勤務時間中に仕事を抜けることとなるため、事業所に対しその分を補填するという考え方に基づいている。これは、がん検診を受診していない理由のうち最も多いものが「がん検診を受診する時間がない」であったことから、事業所に対して時間給に相当する額を補填することで、事業所に積極的に従業員をがん検診に送り出してもらうことを意図としている。埼玉県では、各がん検診に要する時間を約1時間、労務単価を約2千円と想定し、このような単価設定を行った。

なお、本事業では、医療費適正化効果(医療費適正化効果から支払総額を差し引いた医療費適正化効果)については考慮していない。これは、①医療費の適正化は埼玉県においても重要な課題ではあるものの、死亡率の低減を目的とした「がん検診」の受診率の向上に主眼を置く本事業の目的としては位置づけておらず、②本事業で対象としている健康保険組合のがん検診は被保険者と事業所が納める保険料により運営されており、仮に健康保険組合被保険者の医療費が適正化されたとしても県の財政には影響しないためである。また、埼玉県では、受診勧奨を専門で行う民間事業者は参画していない。

カ 中間支援組織の役割

本事業では、中間支援組織を設けておらず、埼玉県の担当課である疾病対策課がん対策担当が中心となって事業化の検討を進めた。検討にあたっては、県内の健康保険組合の協力を得て、意見聴取等を行った。

また、健康保険組合は、事業開始後においても、参加事業所の取りまとめ・各事業所の実績の確認を行うなど、本事業の実施に協力している。